



※転出・転入される方は下記の該当する手続きも必要ですので、住民福祉課に申出ください。

	川上村から転出する場合	川上村に転入する場合
☐ 印鑑登録している方	転出日をもって無効になります。印鑑登録証は窓口にお返しく下さい。	必要な方は、新たに登録してください。
☐ 住民基本台帳カードをお持ちの方	転出しても引き続き有効です。(平成24年7月9日から)	住基カードを持参して転入手続きをしてください。継続利用を希望する方は、転入の際その旨を申し出てください。
☐ マイナンバー（通知・個人番号カード）をお持ちの方	マイナンバー（個人番号カード）を利用した転出の場合は、カードを持参して転出手続きをしてください。	マイナンバー（通知カード・個人番号カード）を持参して転入手続きをしてください。
☐ 国民年金（1号）を加入している方	特に手続きはありません。	年金手帳・印鑑を持参し、住所変更手続きをしてください。
☐ 後期高齢者医療被保険証	喪失届をして、資格証をお返しく下さい。	新たに手続きが必要です。
☐ 介護認定を受けている方	喪失届をして、資格証をお返しく下さい。	新たに手続きが必要です。
☐ 身体障害者手帳をお持ちの方	喪失届をして、資格証をお返しく下さい。	新たに手続きが必要です。
☐ 国民健康保険に加入している方	喪失届をして、保険証をお返しく下さい。	新たに加入手続きをしてください。
☐ 子ども手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当を受給している方	受給事由消滅届出をしてください。	新たに加入手続きをしてください。 ※「所得証明書」が必要な場合、旧住所地で取得してください。 詳しくは、新住所地の役所（役場）へお問い合わせください。
☐ 乳幼児医療被保険証をお持ちの方	喪失届をして、資格証をお返しく下さい。	新たに手続きが必要です。
☐ 村立小・中学校に在学しているお子さんがいる方	転出手続きが終了したら、教育委員会事務局へお越しください。	転入手続きが終了したら、教育委員会事務局へお越しください。